

小浜市瓦屋根耐風診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の所有者が瓦屋根の耐風診断を行うにあたり、小浜市が瓦屋根診断技士等を派遣し支援することにより、瓦屋根の耐風性能の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 瓦屋根 粘土瓦およびセメント瓦をいう。
- (2) 建築物 市内に存する瓦屋根の建築物をいう。
- (3) 瓦屋根診断技師等 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士または瓦屋根工事技士をいう。
- (4) 耐風診断 瓦屋根診断技士等が令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。

(補助対象となる建築物)

第3条 補助対象となる建築物は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 市内のD I D地区（国勢調査における人口集中地区）にある建築物
- (2) 令和3年12月31日までに建築された建築物
- (3) 過去にこの要綱に基づく耐風診断支援を受けていない建築物

(申込者の要件)

第4条 耐風診断を申し込むことができる者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 本事業に申し込もうとする建築物の所有者（ただし、所有者が複数あるときは、耐風診断を行うことに対する申込者以外の所有者の同意を得ている者。）
 - (2) 過去にこの要綱に基づく耐風診断支援を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本支援の対象外とする。
- (1) 小浜市税の滞納がある者
 - (2) 市長が不相当と認める者

(耐風診断の申し込み)

第5条 耐風診断の申し込みをしようとする者は、小浜市瓦屋根耐風診断支援事業申込書（様式第1号）に別表に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(瓦屋根診断技士等の派遣)

第6条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めた場合は瓦屋根診断技士等派遣決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の瓦屋根診断技士等派遣決定通知書の内容に変更が生じた場合、通知書の内容を変更することができる。

(瓦屋根診断技士等派遣の辞退)

第7条 前条第1項の通知を受けた者(以下「対象者」という。)が、瓦屋根診断技士等の派遣を辞退する場合は、速やかに小浜市瓦屋根耐風診断支援事業辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(瓦屋根診断技士等派遣の取消)

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、瓦屋根診断技士等の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申し込み、その他不正行為等により瓦屋根診断技士等の派遣を受けたとき。

(2) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により瓦屋根診断技士等の派遣を取り消した場合において、当該取り消しに係る耐風診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その派遣に要した費用の賠償を命じることができる。

(瓦屋根診断技士等の派遣に要する費用)

第9条 瓦屋根診断技士等の派遣に要する費用は、1棟あたり30,000円(消費税額および地方消費税額を含む。)とする。

2 市長は、前項の派遣に要する費用のうち、27,000円を負担するものとし、その残額を対象者が負担するものとする。

(瓦屋根診断技士等の守秘義務等)

第10条 瓦屋根診断技士等は、当該耐風診断に関し、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

2 瓦屋根診断技士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐風診断に関し、対象者から前条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。

(2) 対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。

(3) その他、瓦屋根診断技士等としてふさわしくない行為を行うこと。

(個人情報の利用目的)

第11条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国へ提供することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

小浜市瓦屋根耐風診断支援事業申込書（様式第1号）に添付する書類
(1) 建築物の位置図 (2) 瓦屋根の現況写真 (3) 同意書（様式第1-2号） (4) 市長が必要と認める書類